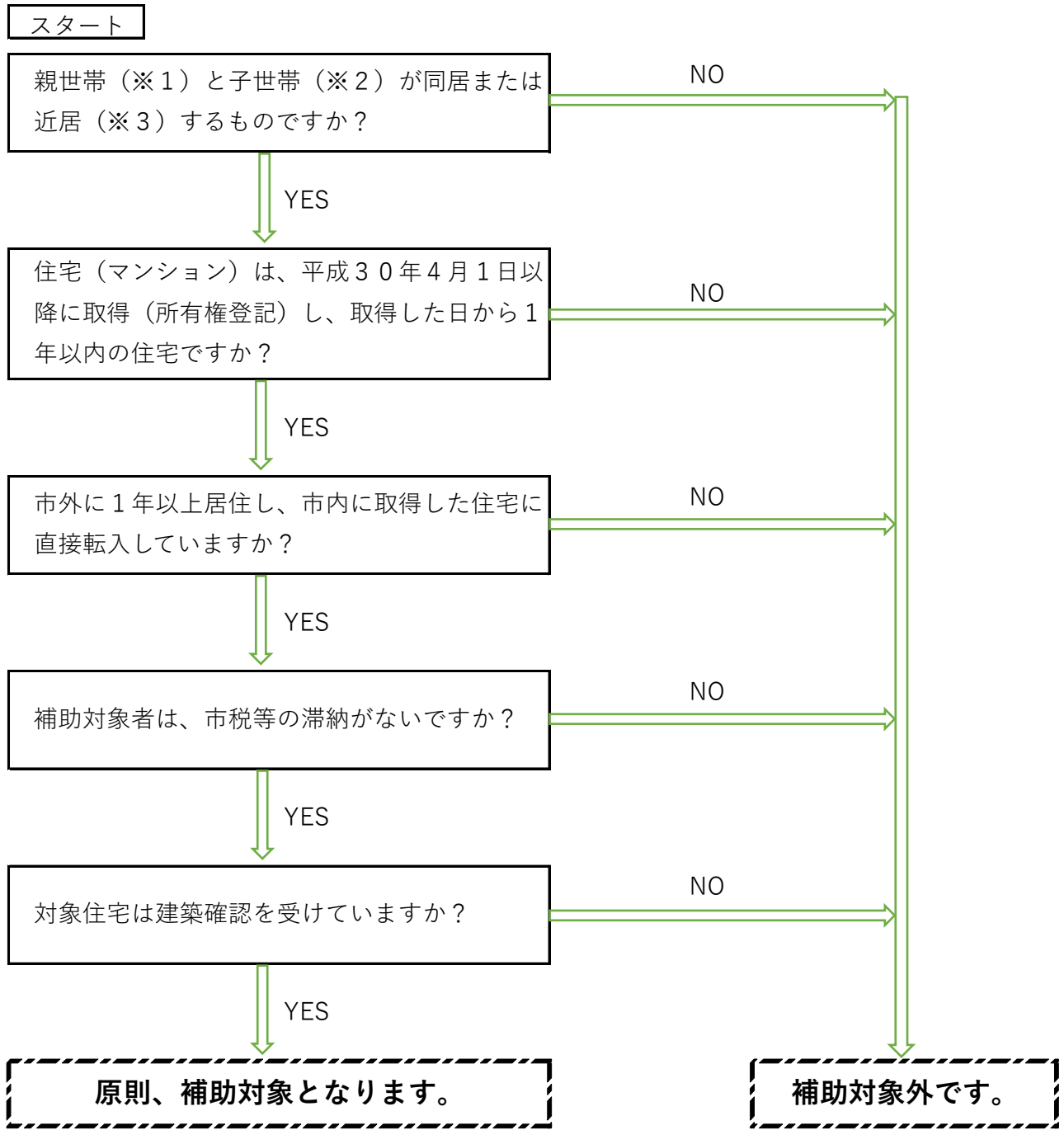


「北本市多世代同居・近居住宅取得補助金」判定フロー



(※1) 子の親（義親及び継親を含む）の世帯又は祖父母の世帯

(※2) 子世帯は次のいずれかに該当する世帯となります。

ア 交付申請の日において、夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

イ 交付申請の日において、中学生以下の子（出生予定の子を含む）のいる世帯

(※3) 子世帯と親世帯が市内の別の住宅に居住すること。

★ その他の詳細、申請書及び添付書類等については、北本市都市計画課住宅担当（Tel.048-594-5574）までお問い合わせください。